

平成 20 年度第 2 回 千葉県情報公開推進会議会議録

1 会議の日時 平成 21 年 3 月 12 日（木）午後 2 時 30 分から 4 時 50 分

2 場 所 千葉県文書館 6 階 多目的ホール

3 出席者の氏名

(1) 委員

伊藤さやか委員、井上隆行委員、大戸優子委員、大西優子委員、越智邦子委員、佐藤晴邦委員、菅野泰委員、多賀谷一照委員(会長)、竹蓋和夫委員、永野慎護委員、中谷恭光委員、萩原博委員、光延忠彦委員

(五十音順)

(2) 事務局職員

浅岡隆政策法務課長、齋藤嘉明室長（情報公開・個人情報センター）、櫻井博幸政策法務課副課長、情報公開・個人情報センター職員

4 会議に付した事案の件名

(1) 苦情処理等の報告について

(2) 平成 19 年度情報公開制度の運用状況について

5 議事の概要

事務局（関） 本日はお忙しい中、御参集いただきありがとうございます。ただ今の出席委員は半数を超えており、定足数に達しております。それでは、定刻でございますので、ただ今から平成 20 年度第 2 回千葉県情報公開推進会議を開催いたします。

議事に入る前に、本日お手元にお配りしてございます資料について、御確認をお願いいたします。お配りしてございます資料を申し上げますと、会議次第、千葉県情報公開推進会議委員名簿、座席表、平成 20 年度第 2 回千葉県情報公開推進会議会議資料でございます。そのほか、冊子として平成 19 年度情報公開制度・個人情報保護制度年次報告書がございます。年次報告書につきましては、傍聴者の方々には、議事に入りましたら事務局から貸し出しをいたしますので、終了後は、お返しいただきたいと思っております。資料の確認はよろしいでしょうか。

それでは、議事の進行につきまして、会長よろしくをお願いいたします。

多賀谷会長 それでは、議事に入りますが、その前に本日の議事録署名人を指名させていただきます。議事録署名人は、大戸委員をお願いいたします。

本日の議題として皆さまに御通知しましたのは、「苦情処理等の報告について」と「平成 19 年度情報公開制度の運用状況について」、この二つを予定しております。

まず、議題の「苦情処理等の報告について」です。前回の会議以降、13 件の苦情を処理したということであり、今回は件数が多いので、途中でいったん区切りまして、質疑を交えて進行させていただきます。

事務局（齋藤）

それでは、事務局から苦情処理結果等について説明をしてください。

それでは、説明をさせていただきます。

お手元の資料の 1 ページを御覧いただきたいと思います。平成 19 年度の苦情申出一覧表です。これは 9 ページまで続いておりますが、それをまず御覧ください。

初めに、一番左の欄ですが、平成 19 年度の苦情 12 です。申出人は B さんです。申出日は平成 20 年 2 月 15 日。実施機関は知事（総務部市町村課）です。苦情の内容ですが、「平成 20 年 1 月 17 日付行政文書開示請求書の対応ができない職員を担当者にし、不法行為の隠ぺいをするため却下しようとしている。1. 補正要求を濫用している。2. 開示請求却下とし、異議申立てさせて、県職員に不都合な情報を隠そうとしている。」というものです。調査委員は菅野委員です。

補正させていただきます。この苦情に係る開示請求ですが、平成 20 年 1 月 17 日付けで、「H20. 1. 15 付市第 5765 号開示請求却下通知書（案）の別紙に記載されている内容と同じ」という開示請求がされました。その内容ですが、「千葉県職員が下記理由から鋸南町に平成 19 年度起債許可できないのに許可する根拠についてわかる一切の書類」、下記理由として、「1. 統合小学校の入札は町内の 2 業者しか参加させないもので無効である。（耐震偽装である支持杭が岩盤に届いていない違法建築であるものも含む）」等というものでした。これに対し、実施機関では、請求に係る行政文書の特定が困難であるので補正を求めましたが、補正されないということで却下したというものです。

これに対する処理結果ですが、資料 11 ページを御覧ください。これが本件に係る処理結果通知ですが、3 の処理結果の（1）イを読ませさせていただきます。12 ページになります。

「実施機関の説明及び開示請求書を確認したところ、今回の補正の求めは実施機関において開示請求に係る行政文書を特定することができないため、千葉県情報公開条例第 7 条第 2 項の規定により補正を求めたものであると認められる。よって、却下処分を行うために補正を求めた事実は確認できず、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。」

その他、不適正な事務処理は認められず、結論としまして、「実施機関

の説明及び開示請求書を確認したところ、申出人が主張する事実は確認できず、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。」ということです。

続きまして、平成 19 年度の苦情 13 ですが、資料 1 ページの一覧表にお戻りください。

これも申出人は B さんです。申出日は平成 20 年 2 月 20 日。実施機関は知事（総務部市町村課、健康福祉部保険指導課）です。苦情の内容は、「県職員に不都合な開示請求に対しては、補正要求し、すべて却下とする。H20. 1. 17 受付 1026、1027 番開示請求について、地方財政法 7 条違反を長年に渡り放置してきたため、却下処分としてもみ消した。却下通知に対する異議申立てについては、情報公開審査会に諮問しなくてよいことになってから、県職員は不都合な開示請求は却下にしている。請求内容が理解できない職員を担当にして故意に補正要求させ、何を回答しようと却下させている。」というものです。ちなみに異議申立てはありません。苦情 12 についても異議申立てはありません。調査委員は菅野委員です。

補正させていただきます。本件に係る開示請求ですが、平成 20 年 1 月 17 日付けで、市町村課及び保険指導課に対し、「鋸南町が平成 16 年度同町の一般会計と国保会計の剰余金を地方財政法 7 条に違反して積み立てをしなかったことがわかる一切の書類（放置している県職員が誰かがわかる書類を含む）」という請求がありました。これが受付 1026 番の請求です。もう 1 件、1027 番の開示請求ですが、「国保鋸南病院を指定管理者に運営を委託した場合において、1. 補助金適正化法違反となることがわかる一切の書類、2. 補助金適正化法違反とならないことがわかる一切の書類」との請求内容でした。

なお、実施機関は、補正の求めに対する回答の内容からは、依然として請求に係る行政文書が特定できないということで請求を却下しました。

これに対する処理結果ですが、資料 13 ページを御覧ください。3 の処理結果の「(1) 補正を求めたことについて」を読ませさせていただきます。1 ページめくっていただきまして、14 ページからになります。

「ア 実施機関に調査したところ、市町村課からは、請求内容が苦情申出人の主観に基づくもので、実施機関では確認できない事実を前提としているため、請求に係る行政文書の特定ができず、申出人に補正を求めたものであるが、申出人から提出された補正書の内容からは、依然として請求に係る行政文書が特定できなかったため、却下

したものであるとの説明があった。また、不都合な開示請求は却下にし続けている事実及び請求内容の理解できない職員を担当者にして故意に補正要求させ、何を回答しようと却下させている事実はないとの説明があった。

イ 保険指導課からは、開示請求の対象となる行政文書の特定が困難なため、行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項に不備があるものと判断し、申出人の意図を推測し、行政文書を例示した上で相当の期間を定め補正を求めたものであり、申出人が主張するような事実はないとの説明があった。また、補正の求めに対する回答では依然として開示請求の対象となる行政文書の特定が困難であったため、本件開示請求の不備が補正されていないと判断し、却下を行ったもので、申出人が主張するような事実はない。補正の求め及び却下は、記載されている請求内容から行政文書の特定を実施しているもので、申出人の主張するような事実はないとの説明があった。

ウ 実施機関の説明及び開示請求書を確認したところ、今回の補正の求めは、実施機関において開示請求に係る行政文書を特定することができないため、千葉県情報公開条例第7条第2項の規定により補正を求めたものであると認められる。よって、却下処分を行うために補正を求めた事実は確認できず、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。」

その他、不適正な事務処理は認められず、結論としまして、「実施機関の説明及び開示請求書を確認したところ、申出人が主張する事実は確認できず、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。」というものです。

続きまして、平成19年度の苦情15ですが、資料1ページの一覧表にまたお戻りください。

申出人は、これもBさんです。申出日は平成20年3月4日。実施機関は知事（総務部市町村課）です。苦情の内容ですが、「鋸南町の地方財政法7条違反や粉飾決算が明らかとなり、これに千葉県職員（上記担当課職員）が関与していたため、開示決定をしない（H20. 1. 30 請求4件分）。H20. 2. 25 付市5954号による補正要求において2件の請求について補正要求がきたが、残りの2件については請求後30日経過しても決定しようとしなない。県職員に不都合なことは却下処分としていたが、これに失敗したときは、開示決定をしない対応となった。」というもので

す。異議申立てはございません。調査委員は井上委員、中谷委員です。

補足しますが、本件苦情に係る開示請求ですが、申出人は平成 20 年 1 月 30 日付けで 4 件の文書の開示請求を行いました。実施機関は、そのうちの 2 件については不存在ということで不開示決定をし、残りの 2 件について補正を求めました。平成 20 年 2 月 25 日付けで同時に、不開示決定通知と補正の求めを送付したところ、申出人が 2 件の文書の不開示決定に気付かず、その 2 件について期限内に決定しないと苦情を申し出たものと思われま

す。なお、この件につきましては、後日、申出人からの要望により、不開示決定の通知文の写しを提供しております。

これに対する処理結果ですが、資料 15 ページを御覧ください。3 処理の結果の (2) から読ませていただきます。

「(2) 実施機関の説明は次のとおりである。

ア 開示の請求（平成 20 年 1 月 30 日付け受付 1081 番）のうち 2 件について、条例第 7 条第 2 項の規定により、行政文書開示請求書に関する補正について（同年 2 月 25 日付け市第 5954 号）で補正を求めた。

イ 当該請求のうちその余の 2 件について、条例第 12 条第 2 項の規定により、行政文書不開示決定通知書（同日付け市第 6002 号）で条例第 13 条第 1 項に規定する応答の期限内に開示決定等をし、書面により通知した。」

なお、応答の期限とは、30 日以内です。

「(3) したがって、上記 (2) イのとおり、実施機関は条例第 13 条第 1 項に規定する応答の期限内に開示決定等をし、書面により通知しており、事務の処理に特段不適正な点を認めることはできない。」

という結論でございました。

次に、平成 19 年度の苦情 16 です。資料 2 ページを御覧ください。申出人は B さんです。申出日は平成 20 年 3 月 19 日。実施機関は知事（保険指導課）です。苦情の内容ですが、「H20. 3. 17 付保指 6233 号の却下通知に関する補正要求権の濫用、却下権の濫用。却下通知に対しては異議申立てをされても放置して平気だからとデタラメな却下通知書を発行」というものです。異議申立ては出ておりません。調査委員は菅野委員です。

補足としまして、本件の開示請求ですが、平成 20 年 2 月 15 日付けで、「H11. 7. 27 付事務連絡『いわゆる「公設民営」等の取扱いについて』

から、国から補助金の交付をされた国保保健福祉総合施設内の老人デイサービスセンターを鋸南町が同町の社協に指定管理者にする違法に関する一切の文書」というものです。

なお、本件苦情は実施機関の却下決定に対する苦情と思われます。

これに対する処理結果ですが、資料 17 ページの処理結果通知を御覧ください。3 の処理結果の「(1) 補正を求めたことについて」以下を読ませていただきます。まず (1) イを読みます。資料 18 ページです。

「実施機関の説明及び開示請求書を確認したところ、今回の補正の求めは、保険指導課において開示請求に係る行政文書を特定することができないため、千葉県情報公開条例第 7 条第 2 項の規定により補正を求めたものであると認められる。よって、却下処分を行うために補正を求めた事実は確認できず、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。」

続きまして (2) を読みます。

「実施機関からは、苦情申出人が主張するデタラメな開示請求却下通知書を発行した事実はないとの説明があり、開示請求却下通知書を確認したところ、その事実は確認できなかった。」

その他、不適正な事務処理は認められず、結論としまして、「実施機関の説明及び開示請求書等を確認したところ、申出人が主張する事実は確認できず、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。」というものです。

以上、平成 19 年度の苦情 16 まで説明をさせていただきました。

多賀谷会長

ありがとうございました。いったんここで区切りたいと思います。平成 19 年度の苦情 12 から 16 までの説明について、まず菅野部会長から何か補足することはありますか。

菅野委員

特にはないのですが、4 件とも同じ方の苦情の申出であるということと、それから苦情の内容を今説明していただきましたけれども、いずれも同一内容、同趣旨の苦情の申出であったと。端的に言うと、抽象的な開示請求をされまして、それに対する補正を条例の第 7 条第 2 項で実施機関が求めて、それについての回答がないということで却下をしたという事案だったと思います。調査の結果、特に問題はなかったと思っています。この方は後からも出てきますが、こういう苦情の申出がほとんどです。

多賀谷会長

それでは、どなたか御意見、御質問ありませんか。この方は、地方財政法違反とか、あるいは補助金適正化法違反がわかる一切の書類という

ような開示請求をされることが多く、実施機関では対象行政文書の特定
のしようがないということです。

ただ、苦情の 13 で、逆の請求をしていたかのような説明がありました。
つまり、「補助金適正化法違反とならないことがわかる一切の書類」
という請求の仕方をしていると。菅野部会長、これは場合によって、特
定はできるのではないのでしょうか。根拠となるような書類がある気がす
るのですが。

菅野委員

この方は、法律に違反するいろいろな事実があり、それに鋸南町だけ
ではなくて県も関与していると考えておられるようです。補助金等の交
付についても、それが行われていると。そこがこの方の前提事実として
あって、それを証明するものを出せと言われれば、行政はそういう違法
な行為をしていないという前提に立っていますので、「ありません」とい
う話になってしまうのです。そこで、もう少し特定できないのですかと
いう形の補正要求をして、それに対する回答がいただけないというこ
とで却下をしているということです。

却下でいいのかどうかという議論は、次の情報公開推進会議でしてい
ただいて、少し整理をした方がいいのかもしれない。

ちょっと筋が違う所で落としていることは事実なのです。だから毎回
同じような苦情を出してきているとも考えられます。本当はやめてもら
うのが一番いいのですが、やめていただけないし、苦情処理調査部会で
直接お話を聞くからということで、県から声をかけてもらったのですが、
応じていただけないというのが実情です。

多賀谷会長

私が質問した趣旨は、今後の検討事項として、「違法である」というこ
とであればないけれど、「適法である」ということであれば、補助金に関
する関係書類を特定し、まさにそういう関係書類は適法に補助金を支出
した書類だと、そのような誘導は可能な感じがするのです。

そのほか、何かございますか。はい、井上委員。

井上委員

今の菅野委員の御発言に関連して、同じ方から補正要求に関して、こ
ういう苦情の申出がずっと出ている状況です。本年度も、前回の苦情処
理調査部会が 2 月 13 日にありましたが、その後も 3 件ですか、全部が
全部補正の問題ではないかもしれませんが、かなり補正の問題に関して
出されているということです。

今、菅野委員から説明がありましたが、この方と苦情処理調査部会に
おいて意見交換するような機会を設けることを試みただけ拒否されたと
いう話もあって、苦情処理調査部会の課題になるかもしれませんが、補

正要求というものの趣旨とか、その人のとらえ方とか、率直なところで一度御本人とお話をしないとイケないのかなと。それは、苦情処理調査部会の課題になるかもしれないという気がしました。

これだけ重ねて同じような苦情が出されているということは、やはりどこかで誤解がもしあるとすれば、それを解かないとイケないだろうし、このままずっとこういう形で繰り返されるというのも健全なこととは思わないので、何らかの工夫があってもいいのかなという気がします。

多賀谷会長
菅野委員

この方とお会いしていないのですか。

今年度の苦情処理に当たっては会っておりません。ただ、同じ問題が出ているので、井上委員が今申し上げましたように、「会いたい」ということは連絡をしたのですが、先方から「会うつもりがない」というお答えがありました。実際、平成 18 年度にはお会いして、お話を聞いた上で処理したこともありました。

そこで止まるかなと思ったのですが、相変わらず同じような内容の苦情が出ているので、今、井上委員が言った方法と、それから私は、この問題を本来的に条例第 7 条第 2 項で処理をすべきなのかどうかということも次年度は検討して、もう少し整理をした方がいいのかなと思います。

条例第 7 条第 2 項で補正を求めることができるのは、形式上の不備となっていて、実際のこの方の請求が形式上の不備なのかどうかという問題もあるのですが、例えば「違法がわかる書類」といった請求を形式上の不備があるということで補正を求めています。このような請求で補正を求められても、先方としても補正のしようがないように思います。実際的には、そういう請求をされても県が情報公開に応じようがないのを知りながら請求しているとも考えられます。知らないで請求しているのであれば、私たちの方も直接お会いして助言できるのですが、知っていながらこのような請求をしているということになると対応が難しい。

この辺は行政事務の関係を含めて、今はそれほど情報公開請求が多いわけではありませんが、この方が占める割合というのが非常に多くて、それがプラスの方向での情報公開請求になっているのならいいのですが、行政の事務だけ増やして、それで意味のないことになっているのだとすると、やはり少し問題だと思います。昔、異議申立てがたくさん滞留したとき、どうしようかという話を当時の情報公開推進委員会でしたのですが、それと同じような方法で少し整理をしないとイケないのかもしれない。ただ、整理の仕方は難しい。

多賀谷会長

この方は、異議申立てはされるのですか。

- 菅野委員 苦情の申出をされた案件については、何件かはしています。
- 事務局（齋藤） 異議申立てについても、かなりの件数しております。
- 菅野委員 問題は異議申立ての関係で、条例第7条第2項の補正要求に応じないで補正されない場合は、いわば不特定ということで却下をして、それについては異議申立てができないとしているのですが、条文上ちょっとはっきりしていないのです。そういうことができるのかどうかというのが。これは解釈でやっているの、この辺をもう少しはっきりさせて、できないのならできないということにすれば、このような苦情はなくなるのではないかと考えているのですが。
- 事務局（齋藤） すみません、今の補正を求めた却下の場合は、異議申立てはできます。その場合には、諮問ではなくて意見照会という形で審査会の判断を仰ぐという手続を、平成19年度から執らせていただいています。
- 多賀谷会長 それは正式な異議申立てですか。
- 事務局（齋藤） そうです。
- 多賀谷会長 異議申立ては受けるけれども、それについて審査会に事前諮問をすることにはなっていないわけですね。
- 事務局（齋藤） 諮問ではなくて、意見照会することになっています。
- 多賀谷会長 異議申立てを受けたとしても、実施機関がそのまま判断することができるわけですね。しかし、この場合に、諮問はしないけれども意見照会をするという仕組みになっている。複雑ですね。はい、中谷委員どうぞ。
- 中谷委員 その根拠規定はどこにあるのですか。それから却下通知書には、今みたいなことは教示しているのですか。お答えいただきたいと思います。
- というのは、どうもその辺が分からないのですよ。先ほど菅野委員もおっしゃられていたように、条例第7条第2項の運用にしても僕は非常に疑念を持つ。
- 基本的には条例について、まず僕は提言するけれども、条例にしても、これは行政のためと、それからやっぱり県民のためにもあるわけですね。県民の権益を守るということをメインしてくれないと困っちゃうわけですよ。行政の方で、「解釈でこうやりました」と一方的に言われても、無学な県民は参っちゃうわけですね。
- 多賀谷会長 これは、「情報公開事務の手引」のどこに書いてありますか。
- 事務局（齋藤） 「情報公開事務の手引」だと113ページになります。ただ今の議論の箇所は、事務取扱要綱第3.3.(3).ウになると思います。「(ア) 却下処分に係る異議申立てに対する決定に当たっては、審査会への諮問は要しない。」、また「(イ) 行政文書を特定することができない場合に行う上記

ア（ア）の却下処分及び上記ア（イ）の却下処分に係る異議申立てに対する決定に当たっては、（中略）審査会の意見を聴く。」と定めております。

中谷委員

これは「知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱」ですよね。条例ではないですよね。だから、ここで県民は参ってしまうのです。

事務局（齋藤）

まず、却下の根拠につきましては、「情報公開事務の手引」の 284 ページを御覧ください。千葉県行政手続条例というのがございまして、これの第 7 条（申請に対する審査及び応答）という規定です。中段の所から読みますと、「条例等に規定された申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請を行った者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない」。これが却下の根拠になります。

多賀谷会長

却下の場合に諮問しないということは、条例第 20 条ですか。「情報公開事務の手引」だと 70 ページですね。

事務局（齋藤）

そうです。条例第 20 条です。

多賀谷会長

条例第 20 条で、「不服申立てが不適法で却下するとき」には諮問しなくてもいいという規定がある。しかし、それではやはり気の毒だということで、その場合に、諮問はできないけれども、諮問に相当する措置として意見照会をする。これは解釈によって、審査会の意見を聴く場合を広げるという運用でやっている。それは、情報公開推進会議の意見を受けて変えたと、私は理解しております。

事務局（齋藤）

補足をさせていただきます。条例第 20 条（審査会への諮問等）という規定でございます。これは、「開示決定等について行政不服審査法による不服申立てがあったとき」ということで、審査会に諮問しなければならないのは、「開示決定等」についての不服申立てとしています。この「開示決定等」には、「却下」が含まれていません。ですから、却下に対する異議申立ては諮問を要しないことになります。

菅野委員

今の事務局の説明は説明で分かりますが、私がここで申し上げたいのは、つまり不適法却下の場合というのは、例えば裁判的に考えれば、訴状を出したけれども何が書いてあるのか分からない場合、その辺だと却下される場合がありますが、この B さんの場合は、書いてあることが何かということは分かるのです。

だから、本来は不存在の決定でよいのではないかと。そうすると、これは明らかに異議申立てができるのですね。変な話ですけど、不存在で決定すると異議申立てが膨大に膨らんでいく。それを防ぐために補正要

求をして、補正がなされないから却下をしているとBさんは見ているし、私もその面があると思う。

そこで、却下ができる場合というのは、どういう場合だというようなことをきちんと情報公開条例で整理すべきではないかと思う。今言ったように、「違法がわかる文書」というような記載で開示を求めてきているけれども、中身が分かるのですから、本来的には却下じゃなくて不存在という返答をすべきなのかもしれない。

その辺がちょっとあいまいだから、条例上この次の段階で少し整理すべきじゃないかと思います。どういう場合に却下して、どういう場合に不存在にするかというのが、考えてみると、必ずしも法律上整備されていたり、規則上整備されているわけではないと、弁護士からは見えるということです。

多賀谷会長

先ほど説明のあった「情報公開事務の手引」284ページの行政手続条例は、国の行政手続法と同じ趣旨ですね。第7条の規定を見ると、「補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。」と規定されています。この条文の趣旨は、いくら補正を求めても直さない場合には、最後は拒否処分をしなければいけないというものです。その拒否処分が却下なのか、実体的な棄却なのか難しいところですが、菅野委員の御意見も一理あると思います。検討事項にしましょう。

事務局（齋藤）

すみません。行政文書を特定できない場合に行う却下処分と、それに対する異議申立ての審査会への意見照会につきましては、平成18年度当時、推進会議にこういう支障事案があるので、こういう対応をさせていただきたいということで御報告し、御了承いただいた上でこの取扱いを定めたという経緯があります。その辺もちょっと御理解いただきたいと思います。

多賀谷会長

審査会への意見照会というのは、かなりの程度行っているのですか。意見照会して、それに対して審査会から意見が出ているのですか。

事務局（齋藤）

はい。審査会は回答をしています。

越智委員

意見照会と諮問ですが、意見照会の場合だと、どういう扱いになるのでしょうか。正式に本人と実施機関にどのような手続をして、是正勧告ということにもなり得るのですか。

事務局（齋藤）

諮問であれば、審査会が必要に応じて当事者双方から意見を聴くなどの手続を経ますが、意見照会については、実施機関の考え方が間違っているかどうか、その辺の判断に集約されるということになります。ですから、実施機関がその決定について、審査会に対して間違いありません。

うかといった照会をしまして、審査会に判断していただき回答をもらうという取扱いを現在行っております。

多賀谷会長 要するに、諮問に比べてより略式になるということですか。

事務局（齋藤） 若干そういうことはあります。

多賀谷会長 それから、結論は答申のように公表されないのでしょうか。

事務局（齋藤） 公表しています。

多賀谷会長 ホームページに載っていますか。

事務局（齋藤） 載っています。

多賀谷会長 越智委員よろしいでしょうか。それでは、時間の関係もありますので、よろしければ次の事案の説明に移らせていただきます。

それでは、事務局から平成 20 年度分の苦情処理について説明をお願いします。

事務局（齋藤） それでは、平成 20 年度の苦情の案件に入らせていただきます。資料 3 ページの一覧表を御覧ください。

まず、平成 20 年度の苦情 1 です。申出人は B さんです。申出日は平成 20 年 4 月 21 日。実施機関は知事（健康福祉部医療整備課）です。苦情の内容ですが、「不法行為をいかに隠すかに時間をとられ平成 20 年 3 月 14 日付行政文書開示請求書の決裁をしようとしなさい。請求の回答期限を渡過したため、何を請求したかわからない補正要求を H20. 4. 18 付医 109 号でして故意に期限内にしなさいのを隠し続けている。1. 期限内に回答しない条例違反。2. 補正要求権の濫用（何に対して補正するのか不明。補正のヒントもない。問合せ先不明。）3. 情報公開・個人情報センターも加担。（今までの補正要求書の記載と違う。）」というものです。これにつきましては、異議申立てがなされております。調査委員は井上委員と中谷委員です。

補足でございますが、開示請求の内容は、「社会福祉法人が病院の開設者になれないのに、同法人の定款変更や医療法の医療法人が認められる根拠についてわかる一切の書類（補助金適化法違反とならないことがわかる一切の書類も含む。）」というものです。

なお、本件苦情は、実施機関が全く同一文面で補正の求めを二度行ったこと、また決定日が期限を 1 日徒過したことが苦情の原因と考えられます。

これに対する処理結果ですが、本件につきましては実施機関に対しては正通知がなされております。資料 24 ページを御覧ください。（3）から読み上げさせていただきます。

引用が多くなっておりますので、その部分を補足しながら読ませていただきます。

「ア 上記(1)ア(実施機関が、開示請求に対する応答の期限内に回答しないこと。)について

知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱第3-3(3)イ(ア)に、30日以内に通知するよう努めると規定されており、実施機関は速やかに事務の処理を行うべきであった。

イ 上記(1)イ(実施機関が、応答の期限内に回答しないという不作為の手段として千葉県情報公開条例第7条第2項の規定により補正を求めたこと。)について

条例第7条第2項により補正を求めた理由は、不作為の手段としてではなく、上記(2)イ(①当該請求書の内容から対象となる行政文書を特定することが困難であったため。②補正の求めに対する回答書の内容が、開示請求者の主観に基づく見解であり、対象となる行政文書を特定することが困難であったため。)のとおりであり、実施機関の事務処理に特段不適正な点を認めることはできない。

ウ 上記(1)ウ(補正の求めの内容が不明であり、条例第7条第2項後段に規定する補正の参考となる情報の提供がなかったこと。)について

上記のとおり補正の求めに対して開示請求者が回答していることから、補正の求めの内容は、不明ではなく、実施機関の事務処理に特段不適正な点を認めることはできない。

上記の経緯及び理由から、補正の求めの内容は、当該請求書及び回答書の内容から、対象となる行政文書を特定することが困難であったという趣旨であったと認めることができなくもないが、補正の求めに記載された文言は、同じものであったということをとらえれば、実施機関の事務の処理は不適正であったと認められる。

条例第7条第2項後段に、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないと規定され、参考となる情報を提供する努力義務を課している。

当該開示請求の内容及び回答書において、開示請求者の主観に基づく内容が記載されており、実施機関では確認できない事実を前提とした開示の請求に対して情報を提供することは困難ではあるが、不可能とはいえず、実施機関の事務処理は適正を欠くものといわざるを得ない。」

そして、千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会の意見としまして、「上記 2 (3) ウについて、上記 (2) ア (ア) 及び (イ) の補正の求めに記載された文言は同じものであり、補正を求めた理由を知ることができない開示請求者にとって、当該理由を推し量って上記 2 (2) ア (イ) の補正の求めに応じることは不可能である。また、条例第 7 条第 1 項第 4 号に規定する開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項を、開示請求者が的確に記載することが困難な場合も少なくないと思われる。したがって、実施機関は、条例第 7 条第 2 項の規定により、補正を求める場合において、その内容を明示する等開示請求者が補正の求めに応じられるよう措置を講じられたい。また、実施機関が適切な情報の提供を行うことにより行政文書の特定を援助しなければ、開示請求者と実施機関との間に不必要な摩擦が生じるおそれがあるとの認識のもと、引き続き真摯な対応に努められたい。」と通知されております。

次に、平成 20 年度の苦情 2 です。資料 3 ページの一覧表を御覧ください。申出人は A さんです。申出日は平成 20 年 5 月 23 日。実施機関は教育委員会（県立高等学校）です。苦情の内容ですが、「教育委員会委員長が、文書を保有しているにもかかわらず文書を保有していないと決定した事実。教育委員会委員長が文書を保有していないと虚偽の決定を行った事実を明らかにすると共に、改めて当該文書の開示を求める。教育委員会が保有していないとして不開示決定した文書は、千葉地方裁判所における被告千葉県から証拠物として提出されており、現に在るものである。よって教育委員会の隠蔽工作は破綻している。」というものです。異議申立ては出ておりません。調査委員は伊藤委員、佐藤委員です。

補足しますが、本件苦情に係る開示請求は、「『高等学校の教育課程及び特色ある学校づくりの状況』（作成：千葉県立〇〇高等学校生徒指導部、作成年月日：平成 9 年 6 月 11 日）及び当該情報に係る起案決裁文書。【参考】平成 17 年（ワ）第 977 号接近禁止等請求事件乙イ第 18 号証」というものです。

なお、本件苦情は、教育委員会が同一の文書について、裁判所と開示請求者に対して異なった説明をしていることが原因となっており、開示請求の受付から決定までの一連の事務に関する苦情と考えられます。

これに対する処理結果ですが、本件につきましては実施機関に対して是正通知が出されております。資料 33 ページを御覧ください。2 の調査結果の概要から読ませさせていただきます。「(1) 苦情の趣旨について」は、先ほど御説明いたしましたので、「(2) 開示請求に係る担当所属の決定に

ついて」から読み上げます。

「ア 教育総務課からの調査回答書によれば、教育委員会あての開示請求があった場合の担当所属の決定については、開示請求書の請求内容から担当所属が明らかでない場合、教育総務課の職員が関係所属に照会を行って担当所属を確認の上、情報公開・個人情報センターから担当所属に開示請求書を送付しているとのことである。

そして、本件請求については、請求後に情報公開・個人情報センター職員から、担当所属について教育総務課の職員に相談があったとのことであり、教育総務課の職員は、その相談を受けて、本件請求については、『『高等学校の教育課程及び特色ある学校づくりの状況』（作成：千葉県立〇〇高等学校生徒指導部、作成年月日：平成9年6月11日）及び当該請求に係る起案決裁文書』との請求内容から、請求の趣旨は、主として当該文書を作成するに当たっての起案決裁文書について開示を希望しているものであり、千葉県立〇〇高等学校あての請求であると考え、同校に開示請求書を送付するよう情報公開・個人情報センター職員に伝えたとのことである。

イ 本件請求は、開示請求書の記載内容から、「高等学校の教育課程及び特色ある学校づくりの状況」という文書（以下「本件文書」という。）とその起案決裁文書という二つの文書の開示を求めているものと解することもできる。

ウ 本件文書については、教育総務課が訴訟の証拠とするために取得し、同課において本件請求の時点においても保有していることが認められる。

エ 申出人から苦情の趣旨等の聴取をしたところ、申出人は、本件文書の起案、決裁の状況を知るために開示請求をした旨を述べており、本件請求の担当所属について、教育総務課の職員が〇〇高校としたことは、結果的に申出人の請求の趣旨と合致していたとも考えられる。

オ 請求者に請求の趣旨を確認しなかった場合には、実施機関の判断で請求対象を狭く捉えるべきではなく、広い範囲で対象となる行政文書を検索し特定すべきであり、本件請求について、請求者に請求の趣旨を確認することもなく、教育総務課の職員が独自の判断により、〇〇高校のみを担当所属とした事務処理は、結果的に申出人の請求の趣旨と合致していたとしても、不適正であったといわざるを得ない。」

続きまして、「(3) 不開示決定通知書における開示しない理由の説明について」を読み上げます。

「ア 本件決定は、開示請求に係る行政文書の件名又は内容欄に「本校生徒指導部が平成 9 年 6 月 11 日に作成した『高等学校の教育課程及び特色ある学校づくりの状況』及び当該文書に係る起案決裁文書」と、開示しない理由欄に「開示請求に係る行政文書を保有していないため。(当該請求に係る行政文書を作成していないため)」と記載された行政文書不開示決定通知書(以下「本件通知書」という。)により、開示請求者に通知されていることが認められる。

イ ○○高校からの調査回答書によれば、本件文書は、平成 9 年度生徒指導中・高連絡協議会に出席した同校の職員が、同協議会で発表するために個人的に作成した資料であるため、条例で規定する「行政文書」として管理しておらず、学校として作成も保有もしていないとのことである。

ウ 千葉県情報公開条例解釈運用基準では、行政文書不開示決定通知書における理由の記載について、請求に係る行政文書を保有していないことを理由とする場合、「作成・受領していない」「保存期間を満了し廃棄」等、保有していない理由を、具体的に明らかにしなければならないとしている。

エ 本件通知書では、「当該請求に係る行政文書を作成していない」との説明がされているが、本件決定のように、開示請求された文書が条例で規定する「行政文書」に該当しないため保有していないとの理由の場合、「行政文書を作成していない」との説明だけでは、請求者に対する説明が不十分である。特に、本件文書については、教育委員会が裁判所に証拠として提出しているという事実も認められることから、本件通知書において、開示請求に係る文書は条例で規定する「行政文書」に該当しない旨の説明をするべきであったと考える。」

なお、そのほかの事務処理については、「不適正な点は認められなかった。」との御判断をいただきました。

続いて、3 の情報公開推進会議(苦情処理調査部会)の意見を読み上げます。

「(1) 請求者に請求の趣旨を確認しなかった場合には、実施機関の判断で請求対象を狭く捉えるべきではなく、広い範囲で対象となる行政文書を検索し特定するべきである。本件請求について、請求者に請

求の趣旨を確認することもなく、教育総務課の職員が独自の判断により、〇〇高校のみを担当所属とした事務処理は、不適正であったといわざるを得ない。今後の事務処理において改善すべきである。

(2) 本件決定のように、開示請求された文書が条例で規定する「行政文書」に該当しないため保有していないとの理由の場合、「行政文書を作成していない」との説明だけでは、請求者に対する説明が不十分である。

実施機関においては、このような場合、行政文書不開示決定通知書において、開示請求に係る文書は条例で規定する「行政文書」に該当しない旨の説明をするべきである。」

以上の意見を通知されております。

次に、平成 20 年度の苦情 3 について御説明いたします。資料 4 ページの一覧表を御覧ください。申出人は A さんです。申出日は平成 20 年 5 月 23 日。実施機関は教育委員会（県立高等学校）です。苦情の内容ですが、「苦情申出人は、2008 年 3 月 26 日、開示請求を行った。教育委員会委員長は、これに対し開示決定を行った。しかし、対象情報が一部隠されていたため、5 月 9 日、情報公開・個人情報センターにおいて担当職員である教育庁教育総務課職員に指摘した。その結果、同職員が後日電話をかけてきて隠蔽事実を認めた。しかし、この隠蔽は本日段階でも放置されたままである。教育委員会委員長は度々情報公開制度の趣旨を裏切り、開示決定といいながら自らに都合のいい情報だけ開示するという、前代未聞の破廉恥な行為を行っている。教育委員会委員長のかかる不法行為事実を明らかにすると共に、改めて全ての対象情報の開示を求める。」というものです。この案件に関しては、異議申立てが平成 20 年 6 月 13 日付けで出されております。調査委員は、伊藤委員、佐藤委員です。

補足をさせていただきます。本件に係る開示請求は、平成 20 年 3 月 26 日付けでなされましたが、請求内容は「千葉県立〇〇高等学校の職員朝会において全職員に一律に配布された文書(全職員配布分については、毎日管理職が整理保管している)。2008 年 3 月 17 日朝会分。」というものです。

なお、本件苦情は、県立〇〇高等学校において平成 20 年 3 月 17 日の午後 4 時ごろ開催された、平成 20 年度 2 次募集入学者選抜検査実施のための職員打合せで配布された警備計画の文書を開示請求している申出人の意図を実施機関が知り得る状況にあったと思われるところ、申出人

の思い違い（朝会で配布された文書として請求している。）のままに、開示請求書に記載された文書を特定したこと。その上、文書の特定漏れをしたこと。申出人が当該警備計画について開示請求の予告をし、その写しを校長に渡していたが、既に差し替えられた文書であるからと、不存在（廃棄済み）を理由に不開示決定したこと等に対する苦情であると考えられます。

これに対する処理結果ですが、本件につきましても実施機関に対して是正通知が出されております。資料 50 ページを御覧ください。本件は正通知は 6 ページに及びますが、概要は補足させていただきましたので、3 の情報公開推進会議（苦情処理調査部会）の意見を確認させていただくということで、御了解をいただきたいと思えます。

それでは、3 を読ませていただきます。

「(1) 本件請求で申出人が開示請求をしているのは、本件決定文書ではなく、本件文書であることは容易に推察できる状況であったのであるから、本件請求について実施機関は、申出人が開示請求内容を確認した上で文書の特定を行うべきであったと考える。今後の事務処理において改善するべきである。

(2) 今回の特定漏れは、開示請求に係る行政文書の検索に慎重さを欠いたことが原因であると考えられる。

また、平成 20 年 3 月 17 日の職員朝会に出席した校長、教頭及び事務長は、本件決定 1 の決裁の過程で開示請求に係る行政文書の特定漏れに気付くことが通常である。

実施機関においては、具体的な再発防止策を検討するなどし、情報公開に係る事務の適正な処理に努められたい。

(3) 本件請求については、特定漏れが判明した後の事務処理の進め方などをできる限り具体的に請求者に説明するべきであり、特定漏れの事実のみを申出人に連絡し、その後 1 週間以上何の連絡もしなかったという実施機関の対応は不十分なものであったといわざるを得ない。今後の事務処理において改善するべきである。

(4) 本件職員朝会で申出人から本件文書に関して「教育庁より照会がある」旨の発言があったことを認識していたという本件のような状況において、本件文書を保存する必要がないとして直ちに廃棄するという事務処理は、慎重さを欠くものであったといわざるを得ない。

実施機関においては、今後、文書管理規則第 13 条第 5 項を適用して行政文書を廃棄する場合、保存の必要があるかどうかを慎重に

検討し、適切な事務処理に努められたい。」というものでございます。
ここで、いったん説明を区切らせていただきます。

多賀谷会長 はい。それでは、菅野部会長あるいは苦情処理の担当委員の方から、何か補足することはございますか。

伊藤委員 苦情 2、3 を担当しました伊藤です。本件につきましては、苦情申出人に実際に来ていただきまして、2 時間ほどお話を伺って調査を実施しました。もともとの書面では、何を意図して苦情を申し出られていたのかが分かりにくかった部分があったのですが、実際にお会いして調査した結果、真の意図が分かったりしましたので、このような調査を実施したことについては非常に有益だったと思っております。

それで、内容に関しましては、今説明があったとおり、そもそも不服申立てができる苦情でもあったのですが、直接お話を聴く中で幾つか問題点も見つかりました。そういう意味では良かったと思っております。

多賀谷会長 平成 20 年度の苦情 1、2、3 については、異議申立てが出ていますか。出ている場合、それに対する結果は出ていますか。

事務局（齋藤） 苦情 1 に関しては、却下通知に対し異議申立てがされており、実施機関から審査会に意見照会されております。審査会からの回答はまだされておられません。苦情 2 に関しては、異議申立てはありません。苦情 3 に関しては、異議申立てがされておりますが、まだ実施機関から審査会への諮問はされておられません。

多賀谷会長 それから、苦情 2 に関して、「個人的メモであるので、行政文書ではない」という説明を実施機関はしています。これは法律解釈問題なので、苦情申出で問題にする点ではないかもしれませんが、教育総務課が訴訟の証拠にするために、この文書を取得しているのですよね。

事務局（齋藤） はい。

多賀谷会長 それは教育総務課が取得した行政文書になるのではないですか。

事務局（齋藤） なると思います。

多賀谷会長 その意味では、開示請求の対象になるのではないですか。

事務局（齋藤） なると思います。

多賀谷会長 それで、「行政文書に該当しない」というのはおかしいのではないですか。時間的前後関係があるのですか。

事務局（齋藤） 教育委員会は、この請求の担当課（所）を学校としました。

多賀谷会長 学校とすれば、行政文書ではないと。

事務局（齋藤） はい。そういう結論を出されました。

多賀谷会長 しかし、教育委員会全体としては、当然行政文書として存在している。

事務局（齋藤） はい。担当所属の認識では、個人作成の文書であるけれども、収集して訴訟の証拠資料として裁判所に提出しております。

多賀谷会長 この請求の実施機関は教育委員会です。教育委員会は、行政文書であるものを行政文書ではないと言ったということにはなりませんか。

伊藤委員 その点が、たぶん一番分かりにくい点だと思います。

申出人がこの苦情 2 の苦情申出をしたそもそもの背景を説明すると、先行する訴訟の中で、千葉県から県の文書として今回の本件書面が証拠提出されました。だけど、それは作成名義にちょっと疑義があると、県の行政文書ではないのではないかと申出人は考えられて、もし行政文書だとしたら、開示請求すれば開示されるはずだと考えて開示請求をしているのです。それで、学校側からは「これは、学校の文書ではないから開示しない」という回答を得て、それによって結局申出人の意図したところは充足されたと。

要するに作成名義が知りたいというのが根底にありますので、当然教育委員会が持っている裁判のために取得した文書は、行政文書ですけれども、作成名義がどうこうということでは、その時点ではもうかかわってこないのです。この件で申出人が対象としたのは、実際にもともと作られた文書の作成名義の問題であるので、それを確認したという経過なのです。実際御本人は、その書面自体はお持ちなので、その書面自体の存否が問題ということではなかった。

そもそもこの件は、もし文書の存否を争いたいのであれば争えるのですが、そういったことを背景にしている問題ではないということです。

多賀谷会長 不思議な請求ですね。インフォーマルにもらった書類を、もらったということを知らせないで開示請求されるとかは聞いたことがあるのですが、そういうことではないのですね。

伊藤委員 苦情の申出書に「隠蔽工作は破たんしている」と書いてあるのが、そもそもどちらの問題なのかよく分からなかったのですが、よく話を聴いてみれば、「裁判上、これは県の文書だと出したことが間違いではないかということを知りたい」と。こちらとしては、開示しなかったことが問題だと思ってらっしゃるのかと思ってお話をお聴きしたのですが、そうではないと。むしろ開示されなかったことによって、御本人は納得されていたということが分かりました。

多賀谷会長 個人的なメモだということの確認をしたかったということですか。

伊藤委員 そうということですね。

多賀谷会長 複雑ですね。分かりました。そのほか御意見ありますでしょうか。

光延委員 基本的な質問で申し訳ないのですが、情報公開の請求の対象となる機関の範囲は、例えば千葉県がかかわる公立法人みたいなものまで入るのですか。

多賀谷会長 入りません。あくまで千葉県です。ただし、公立法人を監督する立場で、千葉県が公立法人の書類を取得すれば、それは開示請求の対象になります。

光延委員 分かりました。どこまでが実施機関の範囲なのかということでお尋ねしました。

多賀谷会長 外郭団体なども情報公開には努めなければいけないという努力義務はありますが、こういう手続の対象の実施機関ではありません。

それでは、残りの平成 20 年度の苦情 5 以降の説明を事務局からお願いします。

事務局（齋藤） それでは、平成 20 年度の苦情 5 の説明をさせていただきます。資料 4 ページの一覧表を御覧ください。申出人は B さんです。申出日は平成 20 年 5 月 29 日。実施機関は教育委員会（企画管理部教育総務課）です。苦情の内容ですが、「故意に情報隠しのために却下通知。「一切の書類」で特定できるのに広範囲に渡るから特定できないと故意に却下。」というものです。調査委員は菅野委員です。異議申立ては出ておりません。

開示請求の内容を補正させていただきます。本件苦情に係る開示請求は、平成 20 年 4 月 18 日付けで出されております。内容は「地方自治法の別表 1 に規定されている各法定受託事務に関して、平成 19 年度に千葉県職員が作成した一切の行政文書（各法定受託事務毎に担当課（出先を含む）を特定し、対象課毎に対象文書を特定のこと）」というものです。

なお、本件については、実施機関が文書の特定及び絞込みを求めましたが、補正されなかったのが却下の取扱いとしました。却下通知後、申出人から実施機関にどのように請求書の記載を訂正すればよいか照会があり、再度開示請求がされ、それに対しては開示決定等がされています。

本件に対する処理結果ですが、資料 52 ページを御覧ください。処理結果通知書の 3 の処理結果を読ませていただきます。ほとんど結論ですが（1）のイを読みます。

「実施機関は開示請求書の記載内容から対象となる行政文書を特定することができないと判断し、申出人に補正を求めたが、請求の意図等について申出人から回答が得られなかったと説明しており、また、申出人から、より具体的に記載された開示請求書が新たに提出され、実施機関が開示決定等をしている事実が確認できることから、故意に情報を隠し

ている等申出人が主張する事実は確認することができなかった。なお、既に改善はされているが、補正を求めた書面に連絡先を記載することが望ましいものとする。」

そして、結論としまして、「実施機関の説明及び開示請求書等を確認したところ、申出人が主張する事実は確認できず、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。」というものです。

続きまして、平成 20 年度の苦情 6 です。資料 5 ページの一覧表を御覧ください。申出人は B さんです。申出日は平成 20 年 8 月 16 日。実施機関は知事（政策法務課）と選挙管理委員会です。苦情の内容ですが、「補正要求権の濫用。H20. 8. 8 付政法 1097 号と同日付千選管 204 号にて記載事項不明として補正要求。1 枚の請求書に複数の担当課を記載して請求したが千葉県監査委員からは記載事項不明の補正要求はなかった。（不明ではないとして対象文書の特定をした。）却下したいがためにあいかわらず補正要求権の濫用。」というものです。調査委員は菅野委員です。

これも開示請求について補足させていただきます。開示請求は平成 20 年 7 月 18 日付けです。請求内容は、「安房郡鋸南町の国保会計で粉飾決算があったことがわかる一切の書類（国保料や基盤安定負担金の水増し請求に関する書類も含む。）」というものです。

なお、本件は複数記載された開示請求書のあて先が一部不明瞭であったこと、行政文書の件名又は内容欄の記載に一部判読できない部分があったこと及び請求内容が申出人の主観に基づくもので実施機関では判断できない内容であったことから、実施機関を代表して政策法務課が補正を求めたところ、補正されず却下処分となったことから苦情の申出に至ったものとも考えます。

本件に対する処理結果ですが、資料 54 ページを御覧ください。3 の処理結果のところですが、54 ページの (6) から読ませていただきます。

「(6) 請求書を確認したところ、あて先に千葉県選挙管理委員会、千葉県教育委員会、千葉県監査委員、千葉県知事（市分）（政法分）（総分）（知分）（保指分）（〇〇〇）との記載があり、〇〇〇については判読できないと認められた。

(7) また、請求書の行政文書の件名欄に「安房郡鋸南町の国保会計で粉飾決算があっ〇〇〇がわかる一切の書類（国保料や基盤安定負担金の水増し請求に関する書類も含む。）」との記載があり、申出人の主観を交えた記載及び〇〇〇については判読できないと認められ、

さらに一部記載誤りと思われる記述も認められた。

(8) 条例第 7 条第 1 項第 4 号では、開示請求書に、行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載を求めている。また、同条第 2 項では、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたものに対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができると規定されており、実施機関の補正を求めた事務処理を補正要求権の濫用と認めることはできず、適正な事務処理であったことが認められる。

よって、実施機関の事務処理に特段不適正な点を認めることはできない。

(9) その他、申出人は、却下したいがためにあいかわらず補正要求権の濫用と主張するが、実施機関の事務処理に不適正な点は認められない。」というものでございます。

次に、平成 20 年度の苦情 7 です。資料 5 ページの一覧表を御覧ください。申出人は B さんです。申出日は平成 20 年 9 月 3 日。実施機関は知事（政策法務課、市町村課）です。苦情の内容ですが、「補正要求に応じても、補正を認めないで却下しようとしている。政策法務課が所有しない文書で関係ない文書を例示して却下しようとしている。H20. 8. 25 付政法 1193 号での補正要求は知事部局の権利の濫用である。H20. 8. 8 付政法 1097 号での補正要求に応じているのにその内容を認めず、特定するに足りないと再度の政法からの補正要求をした。政法が所有していない文書が、例示文書でない（鋸南町一般会計の関係文書）のが明らかなのに、政法名で例示文書として却下させようとしている。」というものです。調査委員は菅野委員です。

本件苦情に係る開示請求は、先ほど説明した平成 20 年度の苦情 6 と同じものです。

なお、本件は、実施機関の再補正の求めに対する苦情です。申出人は、補正の求めに対し、不鮮明な箇所については補正されましたが、開示請求に係る文書については補正しておりませんでした。そこで、実施機関は、内部で連絡調整をした上で該当すると考えられる例示文書を示し、政策法務課が代表して再度補正を求めました。これに対して、申出人は、補正の求めに応じているのに認めようとしないとか、政策法務課が所有していないことが明らかな文書を例示して却下しようとしているなどと考え、苦情の申出に至ったものと思われま。

本件に対する処理結果ですが、資料 55 ページを御覧ください。処理結

果通知書の 3 の処理結果 (4) から読ませていただきます。56 ページになります。

「(4) 申出人の回答書を確認したところ、行政文書の件名欄の不明確な箇所及び記載誤りの箇所については、補正がなされているが、それ以外については補正がなされていないことが認められた。

(5) 条例第 7 条第 1 項第 4 号では、開示請求書に、行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載を求めている。また、同条第 2 項では、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたものに対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができると規定されている。

(6) また、知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱第 3-2- (4) では、提出された開示請求書に必要事項の記載漏れ (不鮮明な記載又は意味不明な記載を含む。) 等の形式上の不備があるときは、開示請求者に対してその箇所の補正を求めることができる。この場合において、補正の参考となる情報の提供が必要と認められるときは、速やかに関係課 (所) に照会する等により所要の情報の提供に努めると規定されており、実施機関が例示文書を示して再度補正を求めたことは、権利の濫用とは認められず、適正な事務処理であったことが認められ、政策法務課が知事部局を代表して補正を求めたことは、特段不適正な事務処理とは認められない。

(7) さらに、条例第 7 条の解釈及び運用によれば、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても開示請求書の不備が補正されない場合には、当該開示請求を却下することとなるとあり、実施機関の決定については、適正な事務処理であったことが認められる。

よって、実施機関の事務処理に特段不適正な点を認めることはできない。

(8) その他、申出人は、補正要求に応じても、補正を認めないで却下しようとしている及び政策法務課が所有しない文書で関係ない文書を例示して却下しようとしていると主張するが、実施機関の事務処理に不適正な点は認められない。」というものでございます。

次に、平成 20 年度の苦情 8 です。資料 5 ページの一覧表を御覧ください。申出人は B さんです。申出日は平成 20 年 9 月 3 日。実施機関は選挙管理委員会です。苦情の内容ですが、「補正要求に応じても、補正を認めず却下処分。当初から却下を前提に補正要求をし、特定するに足り

る記載でないとして却下、補正要求権の濫用。同じ内容の記載（同一請求書に複数の担当部署記載）について、監査委員からは、文字が不明との補正要求はないのに故意に不明であると補正要求し、尚特定するに足りる記載でないとして故意に却下。」というものです。この却下通知に対して異議申立てが平成 20 年 9 月 3 日付けでされております。調査委員は菅野委員です。

本件苦情に係る開示請求も、平成 20 年度の苦情 6 と同じものです。

なお、本件苦情も、実施機関の再補正の求めに対する苦情でございます。同じ開示請求書に対して、監査委員は補正要求しないで対象文書を特定しているのに、選挙管理委員会では当初から却下を前提に補正要求し却下しているとの苦情だと考えられます。

本件に対する処理結果ですが、資料 58 ページを御覧ください。処理結果通知書の 3 の処理結果（5）から読ませていただきます。

「(5) 請求書及び回答書を確認したところ、行政文書の件名欄の不明確な箇所及び記載誤りの箇所については、補正がなされているが、それ以外の補正はなかったことが認められた。

(6) 千葉県情報公開条例第 7 条第 1 項第 4 号では、開示請求書に、行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載を求めている。また、同条第 2 項では、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたものに対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができると規定されており、実施機関の事務処理を補正要求権の濫用と認めることはできず、適正な事務処理であったことが認められる。

(7) さらに、条例第 7 条の解釈及び運用によれば、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても開示請求書の不備が補正されない場合には、当該開示請求を却下することとなるとあり、実施機関の決定については、適正な事務処理であったことが認められる。

よって、実施機関の事務処理に特段不適正な点を認めることはできない。

(8) その他、申出人は、故意に却下と主張するが、実施機関の事務処理に不適正な点は認められない。」というものでございます。

次に、資料の 6 ページを御覧ください。平成 20 年度の苦情 9 と苦情 10 ですが、これにつきましては、同一の開示請求に対する苦情でございますので、部会では一括で調査をしていただきました。処理結果通知書

も共通で出しております。

それでは、苦情 9 から説明させていただきます。申出人はBさんです。申出日は平成 20 年 10 月 17 日。実施機関は知事(安房地域整備センター)です。苦情の内容ですが、「開示請求したら、きちんとした事務手続きをしない。県職員に不都合なことを隠ぺい、先送りを 1 年近く続けている。却下通知への異議申立てを放置。耐震偽装した勝山小校舎の建築確認の書類改ざんのための時間かせぎ。担当課の課長がきちんと対象文書の特定をしていないことを認めている。」というものです。

続けて、苦情 10 も説明します。申出人はBさんです。申出日は平成 20 年 10 月 24 日。実施機関は知事(安房地域整備センター)です。苦情の内容ですが、「却下通知に対する異議申立てを放置。H20. 9. 30 付公開審 65 号添付の理由説明書で検討中とし、H20. 10. 10 付安整 1064 号で「少しでも早く行うよう努め」とし、不都合な情報開示を先送りするため、放置。きちんと対象文書を特定しないことは、構造計算書の各ページ毎の記載されている部分開示決定通知書が 2 種類あることから明らかになっているのに故意に問題の先送りをして、公文書の改ざんを続けている。」というものです。調査委員は井上委員と光延委員です。

本件について、若干の補足をさせていただきます。本件苦情に係る開示請求は、平成 19 年 10 月 29 日付けの「平成 19 年度建築工事の勝山小学校の耐震に問題がないことが分かる一切の書類(杭の位置の岩盤がどうなっているかについて含む。H19 第 115 号にて確認を受けた建築物の地質データも含む)」等の 29 件の開示請求です。

本件は、申出人が安房地域整備センターに対し、一連の開示請求を行ったところ、複数の開示決定等の一部取消し、訂正及び追加の決定がされ、また、却下に対する異議申立ての審査会への意見照会が、半年ほど滞留したことなどから、実施機関に対する不信感を抱き苦情の申出に至ったものと考えられます。

本件に対する処理結果ですが、是正通知が出ておりますので、資料 65 ページを御覧ください。

なお、本資料中、誠に申し訳ありませんが、実は誤植がございました。資料中、「5 月 16 日」の記載は「5 月 18 日」の誤りであり、資料 67 ページに訂正通知書を添付してございますので、それで御了承をお願いしたいと思います。誠に申し訳ございません。

それでは、2 の調査結果の概要から読ませさせていただきます。

「(1) 苦情 9

ア 開示請求に係る事務について

- (ア) 苦情申出人は「開示請求時に説明しても対象文書を特定できないとして却下」と述べている。

一方実施機関は、「文書の特定ができなかった請求については、千葉県情報公開条例第7条第2項の規定により補正を求めるものは求め、事務手続を行っている。当初2件程度の行政文書開示請求についての文書の特定について申出人より相談を受けていたが、それ以降は特に受けていない。申出人から請求された行政文書開示請求については、開示請求書及び補正の回答書から対象となる行政文書を特定している。なお、部分開示決定通知書別紙及び開示しない部分の一部については誤りを認め、再開示決定及び追加開示決定を行って適正な事務の執行に努めている。」と説明する。

- (イ) 実施機関の補正の求め及び回答書等を確認したところ、今回の補正の求めは、実施機関において開示請求に係る行政文書を特定することができないため、条例第7条第2項の規定により補正を行ったものであり、実施機関で補正を求めてもなお行政文書が特定できず、開示請求書の不備が補正されなかったため、当該請求を却下したものである。

よって、実施機関の事務処理に不適正な点は認められなかった。

イ 異議申立てについて

- (ア) 申出人は「却下通知への異議申立てが放置されている」等述べている。

一方実施機関は、「申出人から提出された却下通知の異議申立てに対する事務処理については、千葉県情報公開審査会へ意見照会を行っている」と説明している。

- (イ) 実施機関から提出のあった意見照会書を確認したところ、平成20年4月21日付け安整第150号及び平成20年4月24日付け安整第168号で行った却下処分については、平成20年9月9日付け安整第876号により、平成20年5月16日付け安整第307号及び同日付け安整第308号で行った却下処分については、平成20年11月26日付け安整第1240号により、それぞれ審査会へ意見照会がされていることが認められた。

- (ウ) 前記(イ)の意見照会の対象となる異議申立ては、平成20年

5月1日及び5月18日に提起されたものであり、特に平成20年5月18日に提起された異議申立ては、審査会への意見照会までに半年以上要していることが認められる。

開示決定等に係る異議申立てに対する審査会への諮問は、30日を標準的な処理期間としていることをかんがみると、実施機関は、却下処分に係る異議申立てについても迅速な処理を行うべきであった。

よって、この点については不適正な事務処理があったことが認められる。

ウ 文書の隠蔽等について

(ア) 申出人は、「県職員に不都合なことを隠ぺい、先送りを1年近く続けている、建築確認時のミスを隠す。H19.10.29に開示請求してから1年経過しても隠ぺい」等述べている。

一方実施機関は「申出人は、行政文書が全部開示にならないこと及び取消し再開示決定がなされたことについて述べていると思われる。行政文書が全部開示にならないことについては、対象文書に条例第8条第2号及び3号に該当する箇所が有り部分開示が相当である。また、取消し再決定については誤りを一部認めたくえで再開示決定をしており、故意に隠蔽の事実はなく、先送りをしているものではない」と説明する。

(イ) 実施機関から提出のあった開示決定等の通知書を確認したところ、平成19年10月29日付け、同年11月2日付け及び同年11月20日付け行政文書開示請求は、当初の開示決定等に対し平成20年5月9日付け安整第255号で取消し及び再決定を行ったことが認められる。さらに他の開示決定等と併せて平成20年10月22日付け安整第1082号の1から8で一部取消しがされ、同日付け安整1094号から1101号及び安整第1104号から1107号で訂正及び追加の決定がされていることが認められたが、申出人が述べている隠蔽等の事実について、確認することはできなかった。

しかしながら、今回の苦情は申出人が「理由説明書の内容とは違う開示決定を変更するとした決定書が発行されグチャグチャになっている」と述べていることから、実施機関の開示決定等に対する複数の取消し、訂正及び追加の決定がされたことについて不信感を抱いたため出されたものと考えられる。

よって、この点については不適正な事務処理があったことが認められる。

(2) 苦情 10

苦情の申出書及び申出人への調査から、「却下通知に対する異議申立てを放置、不都合な情報開示を先送りするため、放置」等述べており、苦情 9 と同趣旨の開示請求及び異議申立てに係る事務手続についての苦情と認められる。よって、当部会の判断は、前記 (1) ア (イ)、イ (ウ) 及びウ (イ) のとおりである。」

次に、3 の情報公開推進会議（苦情処理調査部会）の意見を読みます。

「調査の結果、意見照会の対象となる異議申立ては平成 20 年 5 月 1 日及び 5 月 18 日に提起されたものであり、特に平成 20 年 5 月 18 日に提起された異議申立ては、審査会への意見照会までに半年以上要していることが認められる。

開示決定等に係る異議申立てに対する審査会への諮問は、30 日を標準的な処理期間としていることをかんがみると、情報公開に関する事務処理としては不適正なものであり、是正されるべきものとする。

また、開示決定等の誤りにより、複数の開示決定等の一部取消し、訂正及び追加の決定がされた事実があったことは、情報公開に関する事務処理としては不適正なものであり、是正されるべきものとする。

実施機関においては、このような事務処理が繰り返されることのないよう、再発防止に努められたい。」

以上で、苦情 9 及び苦情 10 の処理結果等の説明を終わります。

それでは、資料 6 ページにお戻りください。平成 20 年度の苦情 11 から苦情 20 につきましては、資料 6 ページから 9 ページに掲載してございますが、現在調査中ですので、処理が終わりましたら、また報告させていただきます。以上でございます。

多賀谷会長

平成 20 年度の苦情 11 以降は全部 B さんの申出ですね。それでは、今の 5 件について、菅野部会長あるいは苦情処理の担当委員の方から、何か補足することはございますか。

菅野委員

是正の意見を出されている案件がありますので、調査を担当した委員から何か補足があればお願いします。

井上委員

特に私から付け加えることはないのですが、光延委員は何かございますか。

光延委員

特にありません。

多賀谷会長

それでは、ほかの委員の方で、御質問などありましたらお願いします。

これも御本人にはお会いしていないのですね。これだけたくさん申し出ているということで、もう一度御本人にお会いするなり、やり方を検討した方がよろしいのではないのでしょうか。

ほかに何かございますか。はい、越智委員どうぞ。

越智委員

苦情 9 で、不適正な事務ということをお勧めされていますが、その中の「異議申立てについて」で、審査会の意見照会までに半年以上を要しているというのは、それが不適正だということ判断されているのですけれど、どうしてこういうことになるのでしょうか。

事務局（齋藤）

一つには、開示請求が 29 件もあり大変多かったということ、それから建築確認申請の書類一式ということで対象文書が膨大であったということ、その辺が事務の支障になったかと思えます。

越智委員

かなり特異な例と考えてよろしいでしょうか。

多賀谷会長

量的に多かったのも、それだけ時間がかかったということですね。

今の越智委員の意見も含めて、この方からの苦情への対応について、苦情処理調査部会で御検討をいただきたい。

そのほか特になければ、議題については、以上ということにいたします。次に、報告案件の「平成 19 年度情報公開制度の運用状況について」、事務局から御報告いただきたいと思えます。

事務局（齋藤）

それでは、資料の黄色い冊子を御覧いただきたいと思えます。この「平成 19 年度情報公開制度・個人情報保護制度年次報告書」の説明をさせていただきます。この年次報告は、平成 19 年度の千葉県の情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況等を取りまとめたものでございます。これと全く同じ内容を千葉県ホームページに掲載しております。

それでは、1 ページを御覧ください。平成 15 年度までと平成 16 年度から平成 19 年度までの各年度における請求（申出）の状況を表 1 にまとめております。

表 1 について御説明します。

請求（申出）欄の数字が、請求（申出）の件数です。行政文書開示請求又は申出を受けて開示決定された行政文書の数で、平成 19 年度は 16,762 件です。

次に、延べ利用人数ですが、千葉県が対応した開示請求書等の枚数とおおむね一致します。連名で開示請求する場合がございますので、若干ずれるということはあるかもしれませんが、件数は 2,886 件です。

次に、実利用人数ですが、その年度に行政文書開示請求された方の人数です。平成 19 年度は 306 名です。延べ利用人数と比較すると、1 人当

たり 9.4 件ぐらいの請求をしていることとなります。

開示請求（申出）件数は、平成 18 年度は 22,434 件でしたが、約 25.3% 減少しております。これは平成 18 年度に大量請求があったのですが、平成 19 年度には、そういう顕著な例がなかったことが主な理由と考えております。

次に、2 ページを御覧ください。開示請求（申出）の処理状況を表 2 にまとめました。開示率が、平成 18 年度の 95.3% から、平成 19 年度は 92% に 3.3% 低下しております。これは不開示の件数が 291 件増加したためでございます。特定の請求者から、請求に係る業務に関係のない課を担当課として開示決定等を求める請求が多くみられたことの影響と思われまます。

なお、却下が平成 18 年度の 2 件から 66 件に増加しておりますが、請求内容に請求者の主観に基づく記載があること等により、補正を求めても対象文書を特定できない開示請求について、却下処分に対応せざるを得なかったためと考えます。

次に、3 ページを御覧ください。実施機関別の請求（申出）件数を表 3 にまとめました。知事部局に対する請求が、平成 18 年度の 6,564 件から、平成 19 年度は 9,504 件に、2,940 件増加しております。その主な理由は、各県民センターにおける県議会議員選挙用の公費負担関係の請求や、総務部消防地震防災課における国民保護法関係の請求により、総務部の件数が 691 件から 2,616 件に増加したことによるものです。

また、選挙管理委員会への請求が平成 18 年度の 359 件から平成 19 年度は 2,374 件と 2,015 件増加しております。これは、政治資金収支報告書等に係る請求が増加したことによるものです。

一方、教育委員会に対する請求は、平成 18 年度に 1 枚の請求書で 4,441 件の文書が特定された大量請求が発生しましたが、平成 19 年度においては著しい大量請求が発生しなかったことなどから、13,720 件から 4,290 件へ 9,430 件減少しました。

続きまして、4 ページを御覧ください。知事及び教育委員会における請求（申出）件数の多い順に、担当課（所）を第一順位から第三順位まで掲載したものです。

総務部消防地震防災課の 718 件は、国民保護法関係の請求が主であり、同部市町村課の 510 件、北総県民センター、南房総県民センターの 263 件は、県議会議員選挙の公費負担関係の請求が主となっております。

また、健康福祉部では薬務課の 1,249 件は、麻薬関係の届出に係る請

求が、保険指導課の 1,194 件は、国民健康保険関係の請求が主になっております。

教育委員会の関係では、教職員課の 613 件が一番多く、その内容は事故報告書や懲戒処分関係の請求となっております。

5 ページを御覧ください。不服申立ての状況について御説明いたします。不服申立ての状況は表 5 に記載のとおりですが、平成 19 年度は 218 件の不服申立てを受け付けており、累計では 12,407 件となっております。この件数は行政文書の件数でございます。

次に、不服申立ての処理状況ですが、制度発足以来の累計数字が表 6 に記載されております。今までに 12,407 件の不服申立てを受け付けており、そのうち認容は 1,577 件、一部認容が 306 件、棄却 609 件、却下 180 件、取下げが 9,094 件、審議中が 409 件、検討中が 232 件となっております。

なお、8 月の第 1 回推進会議で、情報公開審査会の審議結果についての御質問がございましたので、平成 19 年度の審議結果の状況をお知らせします。平成 19 年度に千葉県情報公開審査会が行った答申の件数は 17 件です。このうち実施機関の判断を妥当としたものが 12 件、一部妥当が 2 件、妥当でないとしたものが 3 件です。答申の本数は、行政文書の件数とは異なります。なお、このデータも千葉県ホームページで公開されております。

6 ページから 12 ページは個人情報保護制度の運用状況ですので、説明を省略させていただきます。

12 ページの次のページから<資料編>となっております。資料編の 1 ページを御覧ください。行政文書の開示請求の内容及び処理状況です。これは、平成 19 年度中に決定を行った行政文書開示請求について、各部局等において決定件数の多い順に、各課（所）の開示請求の内容及び処理状況を掲載してございます。

なお、件名欄の記載ですが、開示または部分開示決定の事案については、特定した行政文書の件名を記載しております。不開示又は却下については、開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容欄の記載を転記しております。

資料編の 157 ページを御覧ください。これは行政文書の開示申出の内容です。全部で 6 件ですが、すべて警察本部会計課の分でございます。

次に、158 ページを御覧ください。行政文書開示請求に係る不服申立ての処理状況です。この資料は、平成 19 年度中に申立てのあった不服申

立ての処理状況を個別に記載しております。諮問年月日の欄の「意見照会」及び答申年月日の欄の「回答」は、開示請求の対象となる行政文書を特定できないことによる却下処分に係る異議申立ての決定に当たり、審査会に意見照会をし、回答がなされたことを示すものです。

次に、162 ページを御覧ください。平成 19 年度中に提起された不服申立てのうち、諮問までに 90 日を超えたものについて、平成 20 年 3 月 31 日現在で掲載したものです。諮問までは 30 日が標準的な処理期間ということですが、それを超過して 90 日を超えた場合には公表することになっております。90 日を超えた理由は、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、165 ページを御覧ください。これは、平成 19 年度中に答申のあった不服申立てのうち、決定までに 90 日を超えたものについて、平成 20 年 3 月 31 日現在で掲載したものです。答申が原処分を妥当とする場合は 30 日を、その他の場合は 60 日を標準的な処理期間としていますが、これも 90 日を超えたものについては公表しております。

167 ページからは、自己情報開示請求の関係ですので省略させていただきます。運用状況は以上でございます。

多賀谷会長

ありがとうございました。それでは、今の運用状況の報告について、何か御意見、御質問等ありますか。はい、越智委員どうぞ。

越智委員

先ほど 5 ページの表 6 で、不服申立ての処理状況の説明がありました。平成 19 年度は審議中、検討中、それから平成 18 年度も審議中ということで、これは結局平成 18 年度の審議中のものが平成 19 年度に繰り越されたというのか、どういう結果になったのか。先ほどの審査会の審議結果というのは、17 件中 12 件がという口頭での御説明があったのですが、その辺がよく分からないので、もう少し説明していただきたいと思っております。

事務局（齋藤）

平成 18 年度に不服申立てがあったものが、平成 19 年度末までにどこまで進んだかという数字になっておりまして、平成 18 年度の不服申立てについて 255 件がまだ審議中ということです。

越智委員

それが平成 19 年度に 49 件になったということは、210 件ほどは結果が出たということですか。

多賀谷会長

49 件というのは、平成 19 年度に申立てられた不服申立てのうち、まだ審議しているものの件数です。だから、平成 18 年度の 255 件とは別の話です。

越智委員

そうすると、255 件は、結果としては 2 ページの平成 18 年度か平成 19 年度の処理状況の中に反映されているのですか。

多賀谷会長 2 ページの処理状況は開示請求に対する当初の決定等の件数なので、その数字の中には反映されていません。

越智委員がおっしゃりたいのは、平成 18 年度の審議中だったものが、どうなったのかという数字が出てきていないということですよね。要するに、平成 18 年度に審議中だったものが、平成 19 年度中に結論が出たのかどうか。あるいは、平成 20 年度になっても、まだ審議しているのかが分からないと。

事務局（関） すみません。一覧表ですぐ出てこないのですが、平成 18 年度の 255 件の審議中のものは、今後これが審議され処理が終われば、左の認容とか一部認容とか、こちらの数字に入ってきます。

多賀谷会長 そうすると、平成 18 年度の 255 件は今も審議中ということですか。今というか、平成 19 年度末、つまり平成 20 年 3 月まで、まだ審議中だったということですか。

事務局（関） そういうことです。

多賀谷会長 今は平成 21 年ですから、この数字は約 1 年前の状況ということですか。

事務局（関） そうです。

多賀谷会長 そうすると、今現在、かなりの部分が左（決定済みの欄）に移っている可能性があるということですか。

事務局（関） このままということではないと思いますが、具体的にどのくらい動いているかは、申し訳ございませんが、すぐに手持ちの数字では出すことができません。

多賀谷会長 少なくとも 1 年前は、255 件はまだ審議中だったと。

越智委員 そういうものは、時間の経過とか迅速性とか、現時点でどうなっているのかが分かるような形で示してほしいということは要望しておきます。

それから、先ほど審議結果が 17 件のうち 12 件が妥当で、あと何とかという、口頭での御説明があったのですがよく分からない。つまり、不服申立てが審議されて、何らかの結果が、認容とか一部認容とかの形で出てくると思うのですが、それがいったいどういうふうに出てきているのか。口頭の説明しかなかったのですが、もう一度説明していただきたいと思います。

というのは、不服申立てをしても、いったいそれがどうなったのか、その意味があるのかないのかということも知りたいわけです。不服申立てをして、それが認められているのか却下されているのか、どういうふうになったかというのが、あまり出てきてないのですが、それも伺いた

いと思います。

事務局（関）

この年次報告書で出てきます不服申立ての処理状況でございますが、これは実施機関の決定の数字でございます。

先ほど口頭で御説明した数字は、審査会の判断がどうであったか、審査会の答申としてどういう状況だったのかというものです。それで、実施機関の判断が妥当だというのが 12 件、一部妥当が 2 件、妥当でないというものが 3 件だったということでございます。

その数字は、答申の件数ですので、この年次報告書の不服申立ての処理状況に出てきているのは行政文書の件数ですから、全く別のものということになります。

越智委員

おっしゃっていることは大体分かりました。いわゆる不服申立ての委員会が勧告とか是正とか、そういう形で出した件数と、実際に実施機関がそれを受けてどういう決定をしたのかということと、二つあるということですよ。

多賀谷会長

そうです。

越智委員

それについて、そういう整理の仕方の説明していただいた方が、県民としては、なるほど、こういう答申が出たけれども、これを実施機関が受けたとか受けなかったとか、どうなのかというところまで、最後まで過程が分かった方がいいのではないかと思います。どうでしょうか。

多賀谷会長

私たち情報公開推進会議の苦情処理調査部会も、不服申立て自体を直接所管しているところではないので、意見の言い方も限界がありますが、そういう御意見があったということは議事録に反映しておきます。

そのほか何かございますか。よろしいでしょうか。よろしければ最後に、本日傍聴されている方の発言を認めたいと思います。傍聴されている方の中で発言したい方は、挙手願います。はい、どうぞ。

傍聴人

資料をお持ちしているのですが、お渡ししてよろしいですか。

多賀谷会長

資料ですか。

傍聴人

これからお話しすることの資料ですが、よろしいでしょうか。

多賀谷会長

どうぞ。事務局は配付をお願いします。

傍聴人

今年の 1 月 21 日に、今お渡しした資料の最初にある請求書の、そういう件名で情報公開を請求しました。この件につきましては、お配りした資料の中に詳細は入っておりますが、浦安市の公立の小学校であった担任による強制わいせつの事件です。昨年 12 月 24 日に民事で第一審の判決が出たのですが、それに対して県と市は不服ということで控訴をされました。

その控訴に至るまでの経緯の分かるすべての文書という情報公開を請求したところ、2枚目に訴訟委任契約書というのが付いていますが、これは「案」ということで決定ではないのですね。できましたら、この決定をしたものが欲しいということです。

それから、すべての文書という請求をしたのは、どういう会議があって、そこでどういうふうに決定されたのかというのを欲しかったのですが、「そういうものはない」と教育委員会から言われました。

先ほどちょっとお話に出ていましたが、議事録というものが、私はあるのかと思っていたのです。内容が内容だけに重いものなので。そういう議事録はなくて、内々でというのでしょうか、そこで話してメモ程度のもので終わっているということだったので、できたらそういうものも出してほしいということです。メモしかないのであれば、メモでもいいですから欲しいということは申し上げました。以上です。

多賀谷会長

それでは、ほかの傍聴の方、御意見ございますか。はい、どうぞ。

傍聴人（浜田氏）

浜田と申します。座ったままでよろしいですね。過日、私も苦情の申立てをいたしましたところ、委員さんから懇切丁寧にいろいろ質問していただいたり、確認をしていただきました。座る暇もなく、お茶を飲む暇もなく、いろいろ聴いていただいて本当にびっくりしたのですが、熱心なことはいいことだなと感じておるところです。

実は、今日も手元に配られている「千葉県情報公開推進会議委員名簿」だけれども、氏名の前に「区分」という形で「学識経験者」と「住民の代表者」ということで区分されているのですが、普通に考えるとちょっと不思議な感じがしますね。人を区分すること自体もおかしいだろうし、「住民の代表」と「学識経験者」が違うのかどうかという問題もある。「学識経験者」というのは、いったい何なんだということで、少し奇異に感じます。

ちょっと前だれが長くなったのですが、実は是非お願いしたいと思うのは、千葉県総務部政策法務課が、2年おきですか、3年おきですか、出しております「情報公開事務の手引」というのがございます。これを私たち一般住民は、この下（県文書館）に行って買い求めるわけですが、この構成が、「情報公開事務の手引」の1ページ目から「千葉県情報公開条例解釈運用基準」ということで始まっているわけです。ずっとそれが続きまして、最後の方といいますか、中段以降に資料として条例が載っているわけですよ。

多賀谷先生なんかシャープな方ですから、私はもう気付いておられる

と思うのですが、条例というのは私たち県民が共用する財産です。議会の手続を経て民意を反映している。ならば、解釈運用権についても、行政がプロパーとして担うだけではなくて、市民とか、あるいは住民の解釈権ということも保障しなければいけない。

ときには対立すると思うのですよ。とするならば、この「情報公開事務の手引」の構成自体も、まず最初に条例を載せて、これについて「市民の皆さん、住民の皆さん、あるいは広く国民の皆さん、どういうふうに解釈しますか、あなた方は」と、第一義の問題ですよ。

第二義の問題として、具体的に解釈運用する県の機関は、こういうふうに考えましたという形にしなければ、いつまでたってもせっかくの条例の解釈運用権というのを行政優位で握ってしまって、「こういうふうを書いてありますから、こうやるのです」ということが、そもそもの根本問題にあるわけですよ。

ですから、千葉県の行政も、あなた方は多賀谷さんを先頭に、もうちょっとともに住民参加とか市民主権とか住民主権ということをお考えになるならば、その考え方自体、それを反映している手引自体もやはり変えていかなければ、いつまでたっても水戸黄門の世界ですよ。

もうお疲れのところですから、二つだけ簡単に例を挙げておきます。これを見てください。資料は持ってきている。

多賀谷会長

要するに真っ黒な。

傍聴人（浜田氏）

そうそう。これね、何だと思えます。条例の解釈運用基準でいくと、第9条の解釈をしましたと。開示すべき部分と開示しないという部分を弁別したのだけれども、その余白については意味がないから、そこも一緒に黒くしましたと。

ところが、私はこれを見たとき、「おまえら、これ軍事機密か」って言ったのですよ。黒くしてしまうと、本当にそこに有意の情報があったのか、有意の情報がなかったのか、我々は分からないのですよ。

今申し上げたように、千葉県の行政マンたちは、かつてこの会議でも「県は親だ」と驚くような発言もあったけれども、自分たちの立場に立って、自分たちの仕事のためにこういう作業をやっているわけですよ。県民のために仕事をしていない。

これは皆さん軍事機密ですよ。私はね、どの自衛官がソマリア行くのかって書いてあるのかと思っちゃったけども、どうも違うみたいだ。これは、情報公開条例とは全く関係ない開示の仕方ですよ。なぜこういうものが出てくるのか。

あと1点だけ申し上げます。この手引をずっと見ていくと、例えば出先機関に開示請求をした場合には、その物（ぶつ）、情報は総合窓口の情報公開・個人情報センターに送付すれば良い、事足りるとなっているわけですね。

ところが、私たちが本庁に開示請求をした場合には、担当者が下りてきて、一応手引に書いてあるものだから行政文書の内容について説明すると。説明を受けることができるわけです。ところが、遠く離れた出先機関に開示請求をした場合には、それが郵送されて事務的に渡される。その情報について質問することができない。

過日、この不備について実施機関に尋ねたら、「出先機関に行って聞いてきてください」って言うのですよ。このケースは、南房の、外房の方だったものですから、「おい、ちょっと待ってくれ。そんな時間もないし、金もないし。たまたま懐が寂しい方が請求されたり、あるいは車いす生活を余儀なくされている方が請求されたり、あるいは電車やバスを使って行き帰りができない方が請求された場合、おまえたちはどうするんだ？」と聞いたら、「じゃ、電話でやってください」と言う。「そうじゃないだろう」と。

実際にフェーストゥフェースで質問を受けることから始まるわけですから、出先機関の情報が例えば総合窓口に送られてきた場合には、それに関係する本庁職員が下りてきて、まず説明を可能な限りして、フェーストゥフェースで質問を受けて、それを出先機関に再度伝える。こういう当たり前の営みが、なぜできないのかということですよ。

そろそろお時間のようですから終わりますけれども、その根本原因というのはね、多賀谷さん、先ほど申し上げましたように、この「情報公開事務の手引」一つをとってみても、最初に事務方である、我々にとってはサーバントである県の職員が、こういうふうに決めて、こういうふうに関示の事務をやっていくんだということを置いて、その後で条例を置くという本末転倒の運用をしているから、いつまでたっても皆さんのこの苦情の仕事は減らないと思います。

もう1回言いますが、市民主権とか住民主権、あるいは自治ということを使うならば、当然市民とか住民の条例に対する解釈運用の考え方で、行政に携わっている諸君たちの解釈運用は対立することがあるわけですよ。対立しなければいけない。それを擦り合わせる作業をするために、この事務の手引というのが機能していかなければいけない。

この事務の手引というのは、本当に水戸黄門の印籠みたいなもので、

「これを見せたから、こうなっているんだ、君たち」というような形で、これでは本当の情報公開とか、これをてこにして社会が進展するとか、民主化するというのではなく、だんだん黒塗りの世界になっていってしまう。是非耳に留めていただいて、本当のありよう、緊張感をはらんだ情報公開、市民の側に立った情報公開ということを推進していただきたい。以上です。

多賀谷会長

はい、ありがとうございました。今の一番最後の話だけ、コメントします。

私も、一瞬同じような印象を持ったのです。それは「情報公開事務の手引」の紫色のペーパーの所に、いきなり「解釈運用基準」と最初に書いてあるのが、目次では「千葉県情報公開条例解釈運用基準」と書いてある。それで実際、運用基準の中身を見ると、一つ一つの条文についての解釈運用基準が書いてある。普通の条例の解釈運用基準なのです。最初の紫色の所に条例と書いていないので、私も一瞬、浜田さんと同じような印象を確かに持ちました。

一言だけ申し上げておきますけれども、解釈運用基準はあくまでも解釈運用基準で、それに行政は縛られるでしょうけど、我々市民、県民は、別にそれに縛られるものではありません。あくまでもそれは基準であり、条例の運用の中で不断に解釈の在り方というのは検討されていくことになる。

それでは、ほかに何かございますか。

中谷委員

この機会に、めったに会えないので、また今度は5月に会えるかどうか分かりませんので、ちょっとだけ発言したいと思います。

僕は97年に高校の教員を退職してから、ずっと情報公開に携わっております。いろいろと行政にいじめられたりなんかしていて、最近だいぶ打たれ強くなったと僕自身は思っています。

それで、いろいろな団体に入って勉強しているのですが、最近考えているのは、行政つまり千葉県庁とその出先機関と、それから今度は県民、住民との間に、大きな川があるのではないかという気がするのです。

これを「三ずの川」と僕は名付けました。まず、「作らず」ですよ。県民の文書は「作らず」。それから県民には「見せず」。見せずの「ず」。それから次には「残さず」。跡形もなく残さずという、この「三ずの川」ですね。

これは、去年初めて、ある全国的な情報公開度のランキング調査をやったときに、その県庁でプレスリリースしたときに僕がこれを使ったら、

載せてくれたのは1社しかなかったのですが、「三ずの川」があるような気がする。あるときは溶けたり、あるときは氷が張ったりしている。あるときは深みにはまって、ぐしゃっと落ちこちちゃって、アップアップするということがあるのです。そういったことをなくすために、やはり行政も今一段の努力をしてもらいたいと思います。

そこで、幾つかの質問をします。

一つは、1週間ぐらい前に閣議決定したというのがあったのですが、公文書管理法というのができて、これは閣議決定したということですが、まだですか。

多賀谷会長
中谷委員

閣議決定されました。

されましたよね。それを受けて千葉県はどう対応されるかなど。この場からは離れるかもしれませんが、ちょっと聞きたいと思います。要するに、公文書というのはものすごく大事だし、僕らが行政と四つに組めるのは、これ1点しかない。公開制度1点しかないのですよ。ですから、是非お答えいただきたい。これが一つ。

それから、どこかの知事がメールでいろいろと指示を出しているところ、開示のときには面倒くさいからって全部消してしまうというようなことがあって、読売新聞が確か記事を流したと思うのですが、千葉県はメールの扱いはどうなっているのかなど。僕が掌握しているのは、旅行命令は全部それでやっていて出てくるのですけれども、ほかはどうなっているのかということが聞きたい。メールの扱い方を聞きたい。

それから、3番目としまして、今の条例ができてからもう9年たっているわけです。ですので、そろそろ改正されたらどうなのかなど。そのことも視野に入れたらどうかと。先ほど菅野委員も、次の検討事項というようなことを例の却下のことで言われましたが、どうかなと思うのです。

たまたま去年、埼玉県のある団体に行って、ちょっと話してほしいと言われたものだから、埼玉県情報公開条例を調べたのです。そうしたら、たまげたことに千葉県と全く違うんですね。スタンスが。というのは、どういうことかと言うと、最初第2章に「情報公開の総合的推進」という言葉が出てくる。千葉県は第26条で、後ろの方ですよ。もう時間が過ぎたのだから、時期が過ぎて、いろいろクリアされているはずだから、これを前に持ってきてもらいたい。

しかも、もっとたまげたのは、埼玉県の条例の第5条には、「政策形成への民意の反映等」ということが書いてある。明確にうたってあるの

です。本県の条例だと、県民の県政への参加とか書いてあるけれども、こういったきちんとした文言がない。担保されていないのですね。これは、是非お願いしたい。

したがって、条例を改正することが必要ではないのかなと考えます。それから条文の順番も変えることが必要だろうと思います。

それから、先ほど傍聴人の言われたことにも関係すると思うのですが、昔は意思形成過程だからクローズだと言っていたのですが、公文書公開条例の時です。ところが、今は第8条の第5号ですが、審議・検討等情報ということで、クローズにできることがあるのですけれども、最近は、こういう不開示情報は聞かないのですよ。こういう理由だからクローズするというのは少なくなっている。だから進歩したのかなと思ってよく見たら、なんてことはないですね。一切文書を出さない。

先ほども傍聴人の方が言われましたね。ある意思形成を決定した。「その経過が分かりたい。知りたい」って言ったら、「一切そんなものはありませんよ」とは言わないんですよ。「初めから作ってありませんから」ということで逃げていく。それならば僕は、不開示決定を出すべきだと思うのです。不存在の決定を出すべきだと思っています。

そういうことですね。あんまり時間が長くなるので、これで終わりにしますけれども、簡単に行政側の御説明をお願いしたいと思います。以上です。

事務局（浅岡）

1点目についてお答えします。公文書管理法の制定について、3月3日に法案が閣議決定されたということについては、私どもも新聞報道等で承知しています。ただ、これは閣議決定の段階で、まだ国会にも出ていません。そういったことで、国から現在までのところ、具体的な情報提供が何もないものですから、今後ともこの法案の推移を見守っていきたいと。具体的に法が決まって、私どもとしても、法と適合しないようなところがあれば、それは関係の規定を修正するという対応をしていかなければならないと考えております。いずれにしましても、今のところ新聞報道以上の情報というのは、私どもも持っておりません。

以下の点については、担当からお答えします。

事務局（齋藤）

それでは、電子メールの御質問について、まずお答えします。電子メールについては、千葉県の場合は電磁的記録ということで行政文書の概念に含まれております。したがって、組織的に用いるものとして保有していれば、一般の文書と同様に情報公開の対象になります。

それから、3点目の御質問ですが、条例を改正する考えはということ

ですけれども、本条例は千葉県情報公開審査会の答申を受けて制定したものでございますので、現時点では改正を考えておりません。むしろ周知徹底をさらに図っていきたいと考えております。以上です。

多賀谷会長

公文書管理法案は、私の知っているところでは、いわゆる現用文書ではなくなった、非現用になったものは今までかなりの部分を捨ててきて、そのうち重要なものは、千葉県であればこの文書館に保存するわけです。それをより多く保存すること。それから 20 年たつまでの間どうするかということ。非現用になって、20 年たって公文書館法に基づいて公開されるまでの中間段階についてのことを主に定める法案だと、私は理解しています。

中谷委員

よろしいですか。行政側の回答に対して、若干反論があります。追加で質問しますが、先ほど、この条例の制定について、情報公開審査会の答申を得てやったと説明がありました。ところが今、情報公開審査会には、その権限はありますか。今やろうとすれば、この情報公開推進会議の場じゃないのかと僕は解釈していますが、どうでしょうか。これは重要なことですよ。要するに、情報公開審査会が十分機能しなかったから推進会議ができたと僕は考えているのですが。

事務局（齋藤）

改正ということになれば、お諮りしていくことになるかと思います。

中谷委員

それでは、この場で「改正した方がいい」と発議したら、どうなるのですか。我々、いつまでも、あなた方の掌の中で踊っているわけにはいかないのですよ。

多賀谷会長

発議権は、別にここにあるとか、審査会にあるとか、そういう話ではないと私は思います。確かに審査会が専権であるというわけではない。菅野さんが言ったようなことがあれば、それは一つの提案として、最終的に発議するのは、やっぱり知事で、そこに意見を言うという話だと思います。

中谷委員

それを審議するのは、この場ではないですか。

多賀谷会長

審議は、ここでもできるが、ここでしなければいけないというものでもない。

中谷委員

今までは、審査会で発議していましたよね。

多賀谷会長

審査会に発議権はないですね。

事務局（浅岡）

ないです。

多賀谷会長

審議を審査会の審議機能を使って行うというのも、一つの方法だと思います。審査会で発議しても、この情報公開推進会議で発議しても、発議といたしますか提案するのは、どちらでもできるだろうと思います。

中谷委員
井上委員

僕は、そうではないと思いますよ。

よろしいですか。今の御意見は、推進会議の役割みたいな話だと思うのですが、一応、千葉県行政組織条例上の位置づけとしては、「運営の改善に関する事項について調査審議」となっているわけですから、それを広くとらえれば条例の改正まで及ぶとは思いますが、ただ条例上の表現としては、「運営の改善に関する事項」ですから、運営というところに。

多賀谷会長

基本的に運営の審議ではなくて、運営が条例改正でもしなければどうしようもないという状況になれば、そういう話になる。

井上委員

ただ、「改善」という言葉も入っているので、そこまで視野に入るとは思います。そこを押さえておく必要はあるのではないかと思います。

多賀谷会長

はい。よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして、平成 20 年度第 2 回情報公開推進会議を閉会します。どうもありがとうございました。

会議録署名人

会議録署名人